令和８年第12回沖縄県教育委員会（定例会）議事録

１　開会及び閉会に関する事項

令和８年９月10日　午後３時開会

午後３時48分閉会

２　出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長　半嶺　満	委　員　宮城　光秀	委　員　辻上　弘子
委　員　小濱　守安	委　員　上里　佐代	委　員　大城　進

(2) 欠席委員

なし

３　説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育指導統括監	崎間　恒哉	参事	平田　直樹
参事	城間　優	総務課長	大城　司
働き方改革推進課長	安座間　俊一	県立学校教育課高校教育改革班指導主事	与志平　昂
保健体育課副参事	赤嶺　涼子	文化財課長	米須　薫子

４　議事関係

(1) 開会

半嶺教育長が開会を宣告した。

(2) 議事日程の決定

議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 令和８年第11回議事録の承認

全会一致で、令和８年第11回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

半嶺教育長が上里委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項１　沖縄県公立学校における働き方改革推進計画に係る成果指標３の令和７年度集計結果について

【説明（働き方改革推進課長）】

沖縄県公立学校における働き方改革推進計画に係る成果指標３の令和７年度集計結果について、資料に基づき報告を行った。

【質疑等】

○宮城委員　時間外在校等時間月 80・45 時間超の各指標とも減少しており、効果が出ているとは思います。ただ、私は月 80 時間超が一番の問題だと考えております。本年度はそれをゼロとする目標になっていると思いますが、月 80 時間超の教職員をゼロとするために、これからどのように取り組む予定か教えてください。

○働き方改革推進課長　県立学校におきましては、時間外在校等時間月 80 時間超えの主な理由の一つとして、部活動指導が挙げられます。この部活動指導に関しては、部活動指導員等として外部の方が入ってもらうことで、部活動に専念している先生方の業務負担の軽減を図っているところであります。中学校では、部活動の地域展開を推進しているところであります。また県教育委員会では、部活動のガイドラインを策定しており、このガイドラインを守ると、月 80 時間を超えることはないと考えています。この点を再度、現場の管理職をはじめ先生方に、ガイドラインを踏まえて心身を大切にする働き方を伝え、意見交換することで、月80時間超の時間外在校等時間を改善していきたいと考えております。

○宮城委員　ぜひ、月 80 時間超の教職員が早急にゼロとなるように、取組をお願いしたいと思います。

○大城委員　２点確認させてください。１点目は国の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表等の義務付けに関連します。令和 11 年までに時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の割合を 0%とすること、併せて、月あたりの時間外在校等時間を 30 時間とすることについて、現在も変更ないという理解でよろしいですか。２点目、今回の取組結果について、各学校の教職員、特に管理職に対しては、どのような方法で情報共有がなされる予定でしょうか。

○働き方改革推進課長　まず１点目の質問について、ご指摘の内容は文部科学省が定めた指針において示された政府の目標であり、この目標値は現在も変更ございません。２点目、今回の調査結果は、本日の報告後、速やかに各学校及び市町村教育委員会へ通知する手はずを整えており、また、県教育委員会のホームページにも掲載する準備を整えております。管理職に対しては、この通知を踏まえて周知を図るとともに、今回は現プランの最終年度になるため、成果指標３の結果を校長会や校長研修会などに出席して結果を伝えながら、情報共有や意見交換に努めていきたいと考えております。教職員に対しては通知等のほか、校長会の際に、この結果を踏まえて先生方と職員朝会や職員会議等で話し合っていただきたい旨を依頼することも考えております。

○大城委員　わかりました。時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の割合は、昨年度比では全体として改善傾向が見られる一方、令和８年度を終期とする現行プランの２年経過時点では、特に中学校・高等学校で目標値との隔たりの大きいことが示されています。これは前回報告の指標１、指標２で示された「裁量ある時間の確保」の課題とも重なるも

のであり、働き方改革の一層の推進が必要です。その際は数値達成のみを目的とせず、教職員と管理職が対話を重ね、現場の実情や受け止めを丁寧に共有し、隔たりの要因を検証することが重要です。令和８年度は現行計画の最終年度として重要であり、各学校では校長を中心に本調査結果を生かした具体的な改善を進めるとともに、教育委員会には次期プラン案の着実な策定と実行性ある学校支援の更なる充実を求めたいと思います。

報告事項２　令和８年度全国高等学校総合体育大会及び令和８年度全国高等学校定時制通信制体育大会の結果報告

【説明（保健体育課長）】

令和８年度全国高等学校総合体育大会及び令和８年度全国高等学校定時制通信制体育大会の結果報告について、資料に基づき報告を行った。

【質疑等】

○大城委員　今回の高校総体では、団体競技でウエイトリフティング部とハンドボール部の優勝をはじめ、上位入賞団体が前年度より４団体増加しました。個人競技でもウエイトリフティングで１位入賞者が６名と、前年度より３名増え、三連覇を達成した生徒も見られるなど、上位入賞は合計 10 名増となりました。参加者数も 44 校 439 名と前年度を上回っており、令和８年度総体における生徒諸君の健闘は高く評価できると思います。そこで、今回、団体・個人等に上位入賞を果たしたウエイトリフティング競技について、学校数や部員数など、県内の部活動の現況を簡単に教えてください。

○保健体育課副参事　現在、本県における高校のウエイトリフティング競技について、学校数は 13 校あり、部員数は男子が 84 名、女子が 25 名、合計 109 名となっております。昨年度と比較しますと、学校数は１校、部員数は 20 名増えております。

○大城委員　わかりました。入賞者はもとより、全ての参加者の皆さんには、部活動や本大会で培ったチームワークや忍耐力、身につけた技能やスキルを、これからの学校生活や新たな挑戦の場へつなげていってほしいと願っています。また、指導者の皆様には、部員の競技力と人間力の育成にあたり、多大なご尽力をいただいていることに心から感謝申し上げます。所管課におかれましては、部活動の活性化に向け、今後ともご支援をお願い申し上げます。

報告事項３　第 50 回全国高等学校総合文化祭　あきた総文祭 2026 等の結果報告

【説明（文化財課長）】

第 50 回全国高等学校総合文化祭　あきた総文祭 2026 等の結果報告について、資料に基づき報告を行った。

【質疑等】

○大城委員　今回の秋田総文祭では、最優秀賞には届かなかったものの、昨年度とほぼ同規模の 241 名の県代表生徒が 14 部門に参加し、伝統芸能など４部門５件の優秀賞等を受賞

しました。なかでも、伝統芸能、弁論、将棋部門での３年連続入賞は特筆すべき成果です。さらに、伝統芸能では近年、八重山地区の高校が継続して県代表として出場し、地域の芸能を全国に発信している点も高く評価できます。加えて、九州学校農業クラブ連盟大会や写真甲子園 2026 でも入賞が見られ、文化系活動の活発さが窺えます。そこで、北海道で開かれる全国規模の写真大会、写真甲子園において、近年も上位入賞が続く沖縄県内高校の主な実績について、高校名や受賞名のご紹介をお願いします。

○文化財課長　令和３年度には沖縄工業高校が初優勝しております。令和４年度には沖縄工業高校が準優勝、そして嘉手納高校が優秀賞を受賞しております。令和５年度には浦添工業高校が優秀賞、令和６年度には真和志高校が準優勝しております。令和７年度は真和志高校が出場しましたが、残念ながら上位入賞はできなかったという結果でございます。

○大城委員　わかりました。秋田総文祭や諸大会は、参加した生徒にとって忘れがたい貴重な経験となり、今後の人生の励みになると思います。郷土芸能部門での学校連携は、これからの部活動のあり方を考える上で参考となる取組として期待されます。また、農業生産や農業経営の研究発表会、写真甲子園などの取組も、探究活動や学校と地域の未来をつくる高校改革の可能性を感じさせます。所管課におかれては、今後も一層のご支援をお願いします。

(6) 議案審議

議案第１号　沖縄県教育委員会カスタマーハラスメント対策基本方針の策定について

【説明（総務課長）】

沖縄県教育委員会カスタマーハラスメント対策基本方針の策定について、資料に基づき説明を行った。

【質疑等】

○宮城委員　カスタマーハラスメントということですが、ここでいうカスタマーとは、どのような人々のことを想定しているのでしょうか。

○総務課長　教育委員会策定ということで、文科省からも通知が届いており、文科省の資料によりますと、保護者や地域住民等も含むものとして考えております。

○宮城委員　例えば、これが大学とか専門学校等であれば学生まで含まれる可能性があるかと想像したわけですが、今回の場合は幼児・児童・生徒は含まないということでよろしいでしょうか。

○県立学校教育課高校教育改革班指導主事　含まないということでご承知いただければと思います。

○宮城委員　承知しました。

○大城委員　２点確認させてください。１点目、国の関係法令や指針は令和８年 10 月１日施行と承知しています。これを踏まえ、本県教育委員会のカスタマーハラスメント対策基本方針及び対応要領等の策定時期、並びに学校等への周知時期について、現時点での考えをお聞かせください。２点目として、今後、各機関においてカスタマーハラスメント対応に関する研修や職員向けの相談体制の準備が進められるものと考えています。そこで、各機関の長に対する研修の実施や、各機関から本庁へ相談する際の体制について、現時点で想定している内容があればお示しください。

○総務課長　まず１点目について、今回ご提案しておりますカスタマーハラスメント対策基本方針と併せて、カスタマーハラスメント対応要領やその運用、いわゆるガイドラインも含めてですが、これらにつきましては、本日の提案を踏まえて９月下旬ごろまでには策定し、学校等へ周知する予定でございます。２点目の研修等について、事務局に関しましては、知事部局で先にカスタマーハラスメント対策を推進し、全職員向けの研修等を行っておりますので、同様な研修ができるかを現在検討しているところでございます。学校におきましては、まず管理職向けに校長会等の研修会を通して、学校への周知を検討しているところです。続いて相談体制について、事務局に関しては、事務所や学校以外の教育機関では様々な事案がありますので、一旦は所管課が窓口になると思いますが、内容等に応じて、弁護士への法律相談等も含めて迅速・適切に対応していきたいと考えております。県立学校におきましては、多種多様な事案が想定されております。本庁での相談体制については、窓口を一本化するのか、事案の内容に応じて所管課で対応するのか、具体的な運用を検討している段階でございます。

○大城委員　わかりました。県教育委員会がカスタマーハラスメントから職員を守り、組織として毅然と対応することで質の高い行政サービスと安心な学習環境を確保しようとする基本的な考え方に賛同します。学校現場を預かる立場を経験したものとしても、その必要性は強く認識しています。一方で、方針を実行性あるものとするには、方針案のとおりカスハラの定義や判断の考え方について、利用者と教職員の間で共通理解を図ることが重要です。特に、社会通念上の妥当性や手段・態様の相当性を丁寧に整理し、当事者間の信頼関係を基礎として運用することが欠かせません。制度には限界もありますが学校を取り巻く状況を踏まえれば、制度整備の必要性は高いと考えます。なお、初期段階では行政サービス利用者や類型の捉え方に一定の幅を持たせつつ、現場の取組を積み重ねながら、教育庁各課には管理職研修や学校への相談支援をお願いしたいと思います。

【採決の結果】
全会一致により、原案のとおり可決された。

(7) その他
特になし

(8) 閉会

半嶺教育長が閉会を宣言した。